

令和7年度第1回  
千葉県障害者施策推進協議会

令和7年5月21日

# 令和7年度第1回千葉市障害者施策推進協議会議事録

- 1 日時 令和7年5月21日（水曜日）午後7時00分～午後8時00分
- 2 場所 千葉市役所1階正庁
- 3 出席者  
(委員) 大濱会長、初芝副会長、伊藤委員、中上委員、坂本委員、松浦委員、神子委員、野崎委員、加藤（悦）委員、加藤（清）委員、国本委員、山口委員、平岡委員、山下委員、村田委員、成田委員、古沢委員、高山委員、高梨委員、白井委員、菊池委員  
(事務局) 今泉保健福祉局長、横田保健福祉局次長、高石高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、日高精神保健福祉課長、霊山障害福祉サービス課長補佐、他1名  
計28名
- 4 議題
  - (1) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続の実施結果について
  - (2) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案について
- 5 議事の概要
  - (1) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続の実施結果について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
  - (2) 千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例案に係るパブリックコメント手続の実施結果について、事務局からの説明の後、質疑応答が行われた。
- 6 会議経過 別紙のとおり

午後7時00分開会

(垂見障害者自立支援課企画班主査) ただいまより、令和7年度第1回千葉市障害者施策推進協議会を開催させていただきます。私は本日、司会進行を務めさせていただきます、高齢障害部障害者自立支援課企画班主査の垂見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日でございますが、聴覚や視覚に障害のある委員がご列席のため、ご発言の前にはお名前をおっしゃっていただくとともに、ゆっくりとしたスピードではっきりとご発言いただき、どなたにもわかりやすい会議の進行にご協力いただきますようお願いいたします。

まず始めに、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに、「次第」、続いて、「座席表」、「委員名簿」、「千葉市障害者施策推進協議会条例」、資料1といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(案)パブリックコメント手続に寄せられた意見の概要」、資料2といたしまして、「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(案)新旧対照表」をお配りしております。

以上でございますが、お手元にそろっておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局長、今泉よりご挨拶申し上げます。

#### (今泉保健福祉局長)

皆さん、こんばんは。保健福祉局長の今泉でございます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、本市の障害福祉行政の推進に、多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

本日の会議では、次第にあります通り、千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(案)に係る議題について協議させていただきます。この条例の策定にあたっては、昨年度、当協議会におきまして、何度も議論いただき、障害によって異なる歴史や課題の指摘なども含めて、様々なご意見をいただきました。改めて感謝申し上げます。

4月8日から5月7日にかけて実施したパブリックコメントでは56人の方から147件のご意見をいただきました。本日の会議では、パブリックコメントや、本市の法規部門との協議を踏まえ、事務局で修正を加えた条例案をあらためてお示しさせていただきます。本日も委員の皆様には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、条例とは直接関係はありませんが、千葉市の取組について少しお話しさせていただきます。千葉開府900年についてです。皆様ご存じかもしれませんが、千葉市の歴史は、1126年6月1日に、千葉常胤の父である常重が現在の中央区亥鼻付近に本拠を構えたことに始まり、来年2026年は千葉開府900年の節目となります。その1年前となる今年の6月1日には、中央公園で「千葉開府まつり2025」が開催されます。ステージイベントやワークショップ体験、千葉の美味しいグルメのコーナーなど、来年に迫る開府900年を皆さんと一緒に盛り上げる企画ですので、ぜひお誘いあわせの上お越しいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本

日は、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**(垂見障害者自立支援課企画班主査)** ありがとうございます。次に、本日の協議会でございますが、委員24名中、21名のご出席をいただいておりますので、千葉市障害者施策推進協議会条例第5条第2項に基づき、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条に基づき、公開となっております。

それでは、これより議題に入らせていただきたいと存じます。議事の進行について、大濱会長お願いいたします。

**(大濱会長)** 皆様こんばんは。会長の大濱でございます。私の医院でですね、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザは、4月の半ばころから患者様は診えませんでした。今日1か月ぶりに、新型コロナウイルス感染症の患者様が診えました。実は、最近中国、香港、シンガポール、タイで新型コロナウイルス感染症が流行しております。ですから、日本も入ってくるんじゃないかなと懸念をしておるところです。皆様ご注意くださいと思ひます。

ようやく条例の方は大詰めとなって参りましたけれども、本日も皆様方からご意見をいただきたいと思いますと思っております。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。議題(1)「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例(案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について」です。事務局より説明をお願いします。

**(大坪障害者自立支援課長)** 障害者自立支援課長大坪です。それでは、私から説明させていただきます。

まず、お手元の資料1をご覧ください。点字の資料ですと15ページでございます。議題にあります条例案のパブリックコメント手続とは、広く市民の皆さんに条例や施策等について、意見を寄せていただき、その後市の考え方を公表するというところでございます。先ほど今泉からお話のありました通り、パブリックコメントの実施期間は令和7年4月8日から5月7日の1ヶ月です。56人の方から、147件のご意見をいただきました。一般的なパブリックコメント手続きの件数は、10から30程度ですが、はるかに上回る件数のご意見をいただいております。これは皆様とともに作らせていただいた条例案にとっても関心をいただいていると、前向きに捉えております。ただ、意見をいただいたというのは、我々に求めることも多いということでございます。

まず、条例案の議論をする前に、パブリックコメント手続で寄せられた意見の内容を説明いたします。なおこの市の考え方は、今月中に市のホームページで一覧として公開する予定でございます。3の具体的な施策に係る意見とありますが、この147件の意見は、この条例の(案)に対するパブリックコメントではありましたが、条例にこう書いてくださいというものではなくて、市や事業者等にこういうことをして欲しいという具体的な施策のご意見が、大半でございました。それが(1)から(3)までです。

まずは、主に市や公共関係の施策についての要望です。まず1つ目が、行政や鉄道等の交通事業者、民間のお店や事業者に対する手話の対応、2つ目が、公共施設、消防救急、警察、災害時の手話通訳の提供、3つ目が手話通訳者の給料や待遇等の処遇改善、4つ目

が、ろう者向けの高齢者施設の整備がございました。

次に、(2) ですが、通訳者の設置及び派遣についてです。1つ目は手話通訳者の市正規職員化です。本市では、各区役所と障害者自立支援課に手話通訳者を設置しており、会計年度任用職員という1年ごとに、雇い入れる形態となっているため、正規職員にできないかという意見が多く寄せられました。2つ目に、通訳者の設置人数の増加と公共施設等への常設です。これは、設置通訳者が不在のが多々あるため、複数人置いて欲しい、また、現在は各区の保健福祉センターと障害者自立支援課に通訳者を置いています、それぞれの庁舎の窓口にも置いて欲しいということでもございました。3つ目に、通訳者の派遣事業の拡充でございまして、これは派遣の対象先を増やして欲しいということでした。現在は、行政手続き、或いは日常生活上必須な分野に限っておりますが、余暇活動等の社会参加の機会を増やして欲しい等、派遣の対象となる用途を増やして欲しいとのご意見です。この(1)、(2)は手話通訳の方へのいろいろな拡充、或いは改善が求められており、その意見の中には、手話通訳者の成り手がなく、或いは通訳というのは、日常生活、社会生活のあらゆる場、場合によっては時間を問わず、求められるものであり、それに見合った待遇を求める、或いはより市に定着した正規職員となってほしいとのご意見です。

次に、(3) 公共施設の啓発、学ぶ機会の提供についてです。1つ目は、この協議会でも多く意見のあった、手話等のコミュニケーションの手段を、幼少期から自然と身に付けられる環境の整備、これは生まれたときから、例えば手話であれば、手話言語として、自然と獲得できるようにしてほしいという、ご意見が多かったです。2つ目は、学校教育の中に手話体験や障害関係等の学習時間を設けることです。手話を始めとした障害のある方と、その特性に応じたコミュニケーション手段について、小さいときから、興味を持ち、ひいては、それぞれの普及が図られるということが寄せられておりました。3つ目に行政、医療機関、消防、警察等の職員、主に公的機関の職員に対する、障害者のコミュニケーション支援の研修です。それぞれ通訳者だけでなく、接遇する多くの職員に、その障害のある方とのコミュニケーションの難しさや対応の仕方を学んで欲しいというご意見でございました。これまでが、具体的な取り組みについての意見です。

次に(4)、ここからが条例の体系の内容が書いてある文章についての意見でございませぬ。1つ目は、この協議会でもかなり議論がありました、手話言語条例等とコミュニケーション条例を一体的に定める場合と、別々に定める場合の比較でございませぬ。この意見では、それぞれメリットデメリットがあり、一体型は、包括的に色々な分野、色々な障害のある方への施策を実施できる一方、それぞれ別々に定める場合は、それぞれの専門的な支援を実施できる、それぞれの条例に対する内容が高まるというものです。ちなみにこの方は、どちらかという、別々の2本の方がいいとのご意見でした。2つ目は、過去の協議会でも多くご意見がでた、手話が日本語と異なる文法体系を持つ言語であることを明記して欲しいということでした。条例の中に、何ヶ所か明記しておりましたが、もっと文脈上はっきりとその意図が読み取れるように表現して欲しいという意見がほとんどでございました。3つ目ですが、これも先ほどの施策の意見と同じ内容ですが、幼少期から本人またはその家族、支援者の方が、手話言語を学ぶ環境を整備することを明記して欲しいという要望でございました。最後は、障害の特性は人によって様々であるから、決めつけることなく柔軟に対応できるような条例にしてほしいということで、言葉を明記してほしいというようなご意見ではなく、このような条例にしてほしいというご意見です。以上、詳しく市が個別にどう考えるかは、公表資料をお待ちいただきたいのですが、この中で、後程、一部条

例案に反映をしているものもございますので、これは資料2の説明で触れさせていただきます。説明は以上でございます。

**(大濱会長)** ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。特にありませんか。よろしいでしょうか。では、以上で、議題1を終わります。

続きまして、議題2「千葉市手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例（案）について」です。

事務局より説明をお願いします。

**(大坪障害者自立支援課長)** 障害者自立支援課長の坪です。資料2について説明をいたします。パブリックコメント手続と、法令の審査を経まして、実はまだ法令部門と調整中ではありますが、今の時点で提出しようとしている議案となる、条例（案）を説明いたします。ただ、事前に送付いたしました資料2は、前後、どのように変わったかが非常にわかりにくいので、恐縮ですが、本日お手元に配布をいたしました資料2-2の新旧対照表をベースに説明をいたします。なお、視覚に障害のある方につきましては、事前にメールで変わった箇所のみ読み上げる文書を送付しております。その中から私が変わった箇所を読み上げる形でご説明とかえさせていただきますので、ご了承ください。変わっている部分のほとんどは、法令審査で、条例に載せるべき文章として、より詳しく定義をしたり、文章の主語、或いは目的語、誰が何をするのか等をはっきりさせた部分がほとんどですので、言い回しの部分は、恐縮ですが省略して、大きく条例の内容が変わったところのみ説明いたします。

まず、資料2-2の3ページ。第1条の目的でございます。第1条の目的は、条例を何で定めるかという目的の文章でございます。修正前は、「市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにし、計画的に施策を推進することを目的とする。」としておりました。これは、施策を進めることが最終目的になっていますが、本来、条例におきましては、その先にどういう社会を目指すかとか、もっと大きな目的を定めるべきと調整がありまして、その結果、「計画的に施策を推進することにより、障害の有無にかかわらず互いに理解し合い、助け合う地域共生社会を構築することを目的とする」となりました。大きな内容は全く変わっておらず、目的が大きいものになったということで、特に我々としては、問題ないと思っております。

次に、第2条の定義です。ここが最も大きく変わったところでございます。今まで用語の定義は、7つの項目でしたが、そこに3つ加わっております。ただこれは他の用語の定義でもご意見が交わされたように、この後の文章で、何回か取り上げられる用語を明らかにするものとして、加えております。まず第2条の第3号に新しく加わったのは、「市民等」でございます。今までの条例（案）は、「市民」としておりました。市民という定義は、特に定義をしなくても当然の前提と思っていたのですが、やはり市民の方にも、市の施策に協力をいただくというお願い、義務づけのようなものもございますので、客観的にどの範囲の人が当てはまるかを明確にすべき、と法令審査があったものでございます。その結果、市民「等」と「等」が付きまして、「本市の区域内に居住し、もしくは滞在し、または本市の区域内を通過する者をいう。」といたしました。まず本市の区域に居住する人、もしくは一時的に滞在する人、旅行や出張に来る人、施設に訪れる人等といった方です。3つ目の区域内を通過する人は、交通機関を使って、通り過ぎる人を意味します。交

通機関を使うと、例えば、電車の中や駅、乗り換えのときに当然コミュニケーションをとる機会がございますので、通過するというものが加わっております。第4号、「事業者」でございます。事業者の定義は、障害者差別解消法という法律ですでになされておりますが、ただ、障害者差別解消法自体を知っている市民の方が少ないということで、わかるように明記いたします。読み上げますが、「障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）第2条第7号に規定する事業者であつて、本市で事業を行うものをいう。」と定義しております。ちなみに、本日も商業者、工業者など企業様の代表の方にお越しいただいておりますが、それ以外の例えばサークル活動、或いは非営利の活動、そういった何らかの目的を持って、集団で行う方々は皆事業者になります。そのため、お店等だけではなく、広く、例えば自治会での催し物等でもできる限りこの条例の趣旨にご協力をいただきたいという趣旨でございます。

次に（5）「手話言語」でございます。協議会のご意見の中で、手話が言語であると言う事をより強く打ち出すことで、この言葉を使っております。他市の条例、或いは聴覚の団体の皆様以案文として作っておられるものにも書いてあります。やはりこの手話言語というものは、情報としてはっきりと定義すべきだという法令部門との調整がありました。また、この条例に寄せられた意見の中で、言葉に対する最も多かった意見が、この「手話が言語である」ということをより明確に書いてほしいというものでございました。ただ、この条例自体、我々としては十分に書いたと考えておるとともに、やはり様々な障害種別の方の条例でもあり、そのバランス等も踏まえ、ただ手話言語という言葉がやはり皆様にとってなじみがないため、こういったご意見もあるのかなと思ひまして、明確に定義をいたしました。読み上げますが、「手指、体の動き及び表情を使って、視覚的に表現する言語をいう。」ということで、日本語等の他の音声言語はあくまで音から生まれた言語でございまして、手話言語というのは、目でみてコミュニケーションするために、目で見える範囲で、動きから生まれた言語であり、ここにはっきりとした違いがあるというのを、この言葉で明確に表したいと思ひ、定義をさせていただきました。なおろう者の方の団体の方のいろんな文書にもこういった表現は見られるところでございます。

次に少し飛びまして、第三条の基本理念の第2項、ページで言いますと5ページでございます。この2項、或いはその後に幾つか同じ表現があります。修正前は、「市等は、障害特性に対応した手法による情報提供により、障害のある人が情報を十分に理解し、必要な情報を選択し意思決定できることを保障するものとする。」とございました。この文章は、理念として目指すものであり、ただ、保障するという言葉は非常に強い、完璧である状態を想定するものでございまして、当然、目指すべき目的として、書いたところでございます。ただ、市等でございますので、市、市民の皆様、事業者の皆様がみんなでこれを目指すのですが、この言葉だと100%完璧に保障することになるので、目指すものは100%ですが、色々な場面で、施策を少しずつ積み上げて、目指しているもので、市以外の主体の行動にまで100%完全を求めるとするのは、難しいのではないかとということで、多少言葉を補っております。それが最後の「十分に理解し、選択し、意思決定ができることが保障されるようそれぞれの責務又は役割に応じた環境の整備に努めるものとする。」となっております。ということで、特に市民、事業者の皆様には市の施策に協力して、可能な範囲で一緒にやっていただくという意味を正確に書いたということでございまして、決して後退しているわけではなく、はっきり定義づけたと取っていただければ幸いです。同じ文章が、その次の3項、障害のある方の情報の発信にもありましてそこも同様に変更をして

おります。この後に続く諸般の変更箇所は、先ほど申し上げた、例えば保障するの表現を少し変えたり、或いは引用している法律の名前を変えた等同じような変更になりますので、説明を割愛させていただきます。

最後に、この文章は現在も法令部門と調整中でございます。ただ、これ以降は、軽微な修正にとどめようと思っておりますが、最後に議案となったものが、多少違うところがあるかもしれないと思いますが、そこはご容赦をいただきたいと思っております。まずは、お渡しした案につきまして、ご意見を賜りたく存じます。長くなりましたが、説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

**(大濱会長)** はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。山下委員。

**(山下委員)** 山下です。ご説明ありがとうございます。1点質問させてください。資料2-2の5ページ目、第3条基本理念、5ページの2行目、聴覚障害者で3行目にその他とありますが、ここは聴覚障害者でいいですか。ろう者が適切かと思ったのですが、いかがでしょうか。以上です。

**(大濱会長)** はい。では事務局の方、お願いします

**(大坪障害者自立支援課長)** 障害者自立支援課長の坪です。ありがとうございます。ここは聴覚障害者となります。なぜかと申しますと、ろう者の方は、手話言語で、日常生活を営む方々ですが、それ以外にも、手話等を身につけたい等々、希望される聴覚障害のある方はいらっしゃるって、例えば、途中で聴覚の障害を追われた方も、後に手話を選択して、手話言語を話す、或いはいろんな手段を使ってる方もいらっしゃるのので広く可能性を含めて、聴覚障害者といいたしました。

**(山下委員)** 了解しました。ありがとうございます。

**(大濱会長)** はい。その他ご意見ご質問等ございますでしょうか。野崎委員。

**(野崎委員)** 野崎です。ご説明ありがとうございます。大変よくわかりました。今更大変申し訳ないと思うのですが、条例全体で手話が言語であり、手話言語を希望される方、聴覚障害者の方が使う権利を保障していくという理念が、全体に流れており、大変素晴らしいと感じました。一方で、中途失聴の方或いは乳幼児から生まれながらに聴覚に障害があるお子さんについては、最近、人工内耳という選択肢が出てきております。おそらく聴覚障害者の方皆さんご存じだと思いますが、手話を使って生活したいという希望は尊重されるべきだと思いますが、人工内耳を使って、聴覚を補って生活したいという、中途失聴の方或いは乳幼児の親御さんは、手話言語はちょっと使って、聴覚については人工内耳という形で解決を図っていきたいという希望される方も、推測ですけども、いらっしゃると思います。特に聴覚の障害があるお子さんについておそらく人工内耳を選択したいという親御さんが増えてきているというふうに聞いております。それを考えると、手話言語を使ってコミュニケーションを取りたい方は、当然その権利を十分に尊重されるべきである

と思いますし、その一方、手話言語でないコミュニケーション手段を選択したいという、聴覚障害者の方の希望も、それはそれで尊重されるべきなのではないかというふうに感じます。ですので、施策の段階で、手話言語ももちろん、権利の尊重という点では十分に政策的な考慮がされていくものだと思いますけれども、手話言語以外の方についても、希望は尊重される権利があるのではないかというふうに感じました。それがどこかに入る方が、条例としてバランスがとれているのではないかというふうにも思います。以上です。

(大濱会長) はい。では事務局の方、お願いします。

(大坪障害者自立支援課長) はい。ありがとうございます。まず、おっしゃる通り、生まれて聴こえない場合に、お医者様と相談し、人工内耳を選択される方ももちろんいらっしゃいます。我々としては、選択肢として、手話言語は、音声言語の対となる言語として、認知が確実になされるという意味で手話言語の色は強くなっています。また、条例の中でも、直接明記はしていませんが、例えば、学ぶ機会の提供のところで、手話言語に限らず、あらゆるコミュニケーションの支援について、学ぶための支援を位置付けたり、施策に落とししていく段階で、そもそも障害のある方も、そうでない方も円滑にコミュニケーションを図るために、総合的にこの条例を作りましたので、どういった手段を選択していくかというのは、最終的には、障害のある方本人と、ご家族に委ねられているという趣旨を逐条解説や啓発で周知していくとともに、例えば、これは本市の公立病院でも、今、専門職の支援を行っておりますので、そういったところに、趣旨を正しく伝えて、皆さんが思い思いの方法で意思疎通できるように、ご意見踏まえて取り組んで参りたいと思います。以上でございます。

(野崎委員) はい。ありがとうございます。手話を学んで手話を使ってコミュニケーション取っていききたいという希望は尊重されるべきですし、その一方で手話以外の手段があるのであれば、それを使って、生活していききたいという希望も同様に尊重される社会がより望ましいと私は感じます。以上です。

(大濱会長) はい。事務局はどうでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) ありがとうございます。委員のご希望は一文を加えて欲しいと承りましたが、我々としては学ぶ機会等に込めたと考えておりますので差し支えなければ、例えば、解説資料等で委員のご意見を尊重して進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(大濱会長) はい。野崎委員。よろしいでしょうか。はい、他にどなたかございますか。よろしいでしょうか。十分これまでも議論を尽くして参りましたので、そう大きな変更点はないかと思います。それではいただいたご意見を踏まえた上で、事務局案の通り、市議会に提出する条例案として、ご了承いただけますでしょうか。はい。それでは、以上で議題2を終わります。これまでの内容を踏まえて事務局より何かございますでしょうか。はいどうぞ。

**(大坪障害者自立支援課長)** はい、障害者自立支援課の大坪です。本当に皆様、本日まで、様々なご意見いただきまして、ありがとうございます。本当に皆様にご理解、ご協力いただき、感謝いたします。いただいたご意見を文章にしきれていないところは、我々の至らなさでもあるのですが、これからの施策と、我々の取り組みで、皆様と協力して頑張っていきたいと思っておりますので、ぜひこれからもよろしくお願い申し上げます。また、これからの施策の展開、どうやっていくか、この条例でどういった社会を目指すか等、条例をもう少しわかりやすい形で周知していく、まずそういうことを考えていきたいと思っております。あと、この議案を、できれば、次の第2回定例会で出したいとは思っておりますが、まだ調整中です。調整できましたら、お知らせいたします。仮に定例会へ出せましたら、早速ですが、7月にご報告等をさせていただく機会を設けますので、引き続き、皆様方のご議論をいただきたいということでよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

**(大濱会長)** ありがとうございます。以上で本日予定されている議題はすべて終了しました。なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び会長にご一任をお願いいたします。それでは、これをもちまして、令和7年度第1回千葉市障害者施策推進協議会を終了いたします。どうもありがとうございます。この条例に関して皆さんから多くのご意見をいただきまして、立派な条例が引き上がったと思っております。本当にご協力ありがとうございました。

**(垂見障害者自立支援課企画班主査)** それでは司会に戻ります。委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございました。お帰りの際は、お忘れ物ございませんよう、気を付けてお帰りください。なお、机上の水色のファイルは後ほど事務局で回収しますので、机に置いたままをお願いいたします。また、市役所駐車場をご利用の皆様は、受付にてお預かりしました駐車券をお渡しますので、お立ち寄りください。また、お帰りの際は、1階モノレール側の出入口、もしくは、市民駐車場側出入口をご利用ください。以上でございます。お疲れ様でした。

午後8時00分閉会